News Release



株式会社日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency,Ltd.

23-I-0008 2023 年 4 月 27 日

株式会社日本格付研究所(JCR)は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

ペルー共和国

【据置】

外貨建長期発行体格付 A 一 格付の見通し 安定的 自国通貨建長期発行体格付 A 格付の見通し 安定的

■格付事由

- (1) 格付は、堅実なマクロ経済運営、低水準にとどまる公的債務に支えられている。他方、格付は、経済成長を妨げる広範なインフォーマル経済、一次産品生産・輸出への依存度の高さに制約されている。22 年の経済は、物価上昇による内需の不振などにより大幅に減速した。23 年も外需の低迷および政治的不確実性の高まりなどから緩やかな成長にとどまるとみられる。感染症対策の財政出動により拡大した公的債務は、JCRが格付する A レンジの国の中で比較的低い水準にとどまっている。他方、依然として、一次産品への経済の依存度は高く、インフォーマル経済での就業比率は高止まりしており、改善の余地がある。以上を踏まえ、格付を据え置き、見通しを安定的とした。なお、カントリーシーリングは A+とした。
- (2) 南アメリカ西部に位置する共和制国家。22 年の人口は約3,340 万人、名目 GDP は約2,448 億米ドル、一人当たり GDP(購買力平価ベース)は15,325 米ドル。銅、銀、金、亜鉛など多様な鉱物資源に恵まれ鉱業が盛んである。22 年の実質 GDP 成長率は、物価上昇などによる消費および投資の伸び悩み、世界経済減速による外需の鈍化などにより、2.7%に低下した。23 年は、外需の低迷、政治的不確実性の高まりなどから、引き続き2%から3%程度の緩やかな成長が見込まれる。
- (3) 政府は財政責任法に基づき慎重な財政運営を行い、非金融公的部門の財政赤字を GDP 比 1%および公的債務の上限を同 30%の目標を定めてきた。感染症対策の財政出動により 20 年度および 21 年度は財政責任法の適用は見送ったものの、22 年度から財政責任法を復活させ、26 年度にかけて段階的に財政赤字を削減する方針である。22 年度の財政赤字は、法人税収の増加や感染症対策関連の支出の漸減が寄与し、GDP 比 1.7%にとどまった。また、公的債務残高は同 34.0%となった。政治的混乱のなかでも政府は財政規律を順守しており、26 年度にかけて段階的に財政赤字を削減していくことは可能と JCR はみている。
- (4) 22 年の経常赤字は、エネルギー価格の高騰や銅価格の上昇鈍化による交易条件の悪化および高水準の第一次所得収支の支払を背景に GDP 比 4.3%に悪化した。23 年は、観光産業の回復等により経常赤字は緩やかに改善するとみている。22 年末の対外純負債残高は GDP 比約 41.7%であり、対外負債(グロス)の約5割を非債務性の直接投資が占めた。また、中央銀行の外貨準備高は22 年末で719 億米ドルと短期対外債務の7.8 倍超に相当しており潤沢な水準を維持している。銀行部門の22 年末の不良債権比率は前年と同水準の約4%、22 年末の自己資本比率は21 年末の14.9%から低下し14.5%となった。インフォーマル経済が大きいことなどから、22 年末の民間向け貸出は GDP 比 44.5%にとどまり、金融仲介機能の強化は同国の銀行部門にとり引き続き課題となっている。

(担当) 利根川 浩司・岩崎 晋也

■格付対象

発行体:ペルー共和国 (Republic of Peru)

【据置】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	A-	安定的
自国通貨建長期発行体格付	A	安定的



格付提供方針等に基づくその他開示事項

- 1. 信用格付を付与した年月日: 2023 年 4 月 24 日
- 2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者:杉浦 輝-主任格付アナリスト:利根川 浩司
- 3. 評価の前提・等級基準:

評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「格付関連情報」に「信用格付の種 類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。

4. 信用格付の付与にかかる方法の概要:

本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「格付関連情報」に、 「ソブリン・準ソブリンの信用格付方法」(2021年 10月1日)として掲載している。

5. 格付関係者:

(発行体・債務者等) ペルー共和国 (Republic of Peru)

6. 本件信用格付の前提・意義・限界:

本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。 本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の 程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではな い。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項 は含まれない。

本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、 本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手した ものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

- 7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者:
 - 格付関係者が公表した経済・財政運営方針などに関する資料および説明
 - ・ 経済・財政動向などに関し中立的な機関が公表した統計・報告
- 8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要:

JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、発 行体または中立的な機関による対外公表という、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報と して利用した。

9. 非依頼格付について:

本件信用格付は格付関係者からの依頼に基づかない信用格付である。国に対する信用格付である場合を除き、依頼 に基づく格付と区別するため格付記号の後に「p」を表示している。格付関係者からは、信用評価に重要な影響を及ぼす 非公表情報を入手していない。

10.格付関係者による関与:

本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。

11.JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置: なし

■留意事項

|留意事項 本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、または 本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、または その他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがつて、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的 確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当 該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭 的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいか んを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパ一等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO(Nationally Recognized Statistical Rating Organization)の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登 録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ(https://www.jcr.co.jp/en/)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社上

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル